

都市計画道路の都市計画変更(原案)について

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
 岐阜市役所 本庁舎8階
 都市建設部 都市計画課 道路計画係
 電話 (058) 265-3906 FAX (058) 262-0512

資料

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市施設として、都市計画法に基づいて定められています。

本市では、将来の都市像を踏まえ、人口減少や高齢化社会の進展など社会情勢の変化に対応した持続可能な都市を目指し、概ね10年ごとに、都市計画道路の必要性や役割の検証を行い、「計画の廃止」や「幅員の変更」を行う見直しを進めています。

これまで本市においては、平成17年度から平成23年度に、第1次見直しを実施し、11路線(延長約17km)の都市計画変更を行ってきました。

第1次見直し以降も、急速に進む人口減少や高齢化社会などの社会情勢の変化に対応するため、平成27年度から第2次見直しを進め、平成30年4月に、16路線(延長約21km)の見直し候補路線を公表しました。このうち、次の4路線(3.31km)について、都市計画手続きを進めるため、都市計画変更(原案)の内容をご説明します。

説明会の開催日時・会場

日時	会場	
10月25日(木) 午後7:30から(1時間程度)	三里公民館(六条東2-14-9)	ホール
10月26日(金) 午後7:30から(1時間程度)	加納西公民館(加納高柳町1-1)	ホール
10月29日(月) 午後7:30から(1時間程度)	茜部公民館(茜部新所4-126-2)	大研修室

※説明内容は、各日(各会場)とも同じです。都合の良い日にお越しください。

都市計画変更する路線の概要と主な理由

4路線(6区間) [3.31km]

路線名 [変更延長]	変更の概要	変更する主な理由
見直し候補路線「現況充足」		
1 新本町市橋線 [380m]	計画幅員の縮小 18m(2車線) ⇒ 14m(2車線) 〈現況幅員へ変更〉	現況の道路幅員は計画幅員に対して不足していますが、計画車線数や両側歩道が既に確保されており、都市計画道路として求められる役割や機能を果たしていると考えます。
2 徹明茜部線 [700m]	計画幅員の縮小 27m(4車線) ⇒ 24~25m(4車線) 〈現況幅員へ変更〉	
見直し候補路線「代替ルート」		
3 岐阜羽島線 [970m]	計画の廃止 計画幅員36m(6車線) 〈現道なし〉	将来の自動車交通量の減少により、この区間を整備しなくても、周辺の幹線道路を代替ルートとすることで、交通処理が可能と考えます。
見直し候補路線「車線数変化」		
4 岐阜羽島線 [340m]	計画幅員の縮小 36m(6車線) ⇒ 29m(4車線) 〈現況幅員へ変更〉	将来の自動車交通量の減少により、都市計画決定した際に求められていた車線数を縮小しても、交通処理が可能と考えます。
5 岐阜羽島線 [700m]	計画幅員の縮小 36m(6車線) ⇒ 15m(2車線) 〈現況幅員へ変更〉	
見直し候補路線「歩道機能変化」		
6 野瀬笠松駅線 [220m]	計画幅員の縮小 12m(2車線) ⇒ 11m(2車線) 〈現況幅員へ変更〉	両側歩道で計画していますが、現在の歩道利用状況(片側歩道)や将来の沿道土地利用などにより、片側歩道で機能を果たせると考えます。



都市計画変更する路線の位置図



凡例
 — : 都市計画道路網
 — : 計画廃止候補路線(区間)
 — : 計画変更候補路線(区間)
 ● : 説明会開催会場

都市計画変更の手続き

1 新本町市橋線、6 野瀬笠松駅線は市が、2 徹明茜部線、3 4 5 岐阜羽島線は県が決定します。

